

# 沖縄県立看護大学ハラスメント防止規程

(平成19年2月21日)

[沿革] 平成20年4月1日 改正  
平成22年12月15日 改正  
平成24年9月19日 改正  
平成27年3月4日 改正  
平成28年3月16日 改正

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）のすべての学生及び教職員等の修学及び就労に関する権利及び人権を守るための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局長：看護学部長、学生部長、図書館長及び事務局の長をいう。
- (2) 教職員：本学に就労するすべての者（非常勤講師、委託契約職員等を含む。）をいう。
- (3) 学生等：本学に修学するすべての者（院生、聴講生、研究生等を含む。）をいう。
- (4) 関係者等：学生等の保護者及び本学と職務上等の関係を有する者をいう。
- (5) ハラスメント：本学の学内及び学外において、教職員、学生等及び関係者等（以下「教職員学生等」という。）が、他の教職員学生等に対し、次に掲げるハラスメントにより、不利益を被らせる行為並びに修学又は就労の環境を悪化させる行為をいう。

### ア. セクシャル・ハラスメント

性的な要求や言動を受け入れることを、教育・研究にかかる修学・就労活動の条件としたり、それらの活動評価の基礎として考慮すること（対価型）や、性的な要求や言動によって教育・研究にかかる修学・就労の環境を悪化させたりすること（環境型）、このいずれかによって人権侵害が生じている場合を指す。

### イ. アカデミック・ハラスメント

教育・研究の、修学・就労の場における力関係を不当に利用して、教育・研究の場における不利益な取り扱い、人格的な誹謗・中傷や嫌がらせ、精神的虐

待、暴力、研究・修学妨害、研究成果の搾取等、相手の意欲及び環境を阻害する結果となる人権侵害が生じている場合を指す。

#### ウ. パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント

教育・研究とは直接関わりの少ない、就労の場における力関係を不当に利用し、又は教職員間において、相手の活動の妨害、不利益な取り扱い、人格的な誹謗・中傷や嫌がらせ、暴力等、相手の意欲及び就労環境を阻害する結果となる人権侵害が生じている場合を指す。

(学長及び部局長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止及び排除のための措置(以下、「ハラスメントの防止等」という。)を統括し、ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、必要な措置を適切かつ迅速に講じなければならない。

2 部局長は、修学及び就労にふさわしい環境を確保するため、日常の執務を通じた指導を行い、ハラスメントの防止等に努めなければならない。

(教職員学生等の責務)

第4条 教職員学生等は、この規則に従い、ハラスメントの防止と排除に努めなければならない。

2 教職員学生等は、第5条第2項に規定する苦情相談に当たっては、虚偽の申立てを行ってはならない。

(教職員学生等の権利)

第5条 教職員学生等は、修学又は就労に際して、ハラスメントによる被害を受けた場合は、迅速かつ適切な対応を学長に求める権利を有する。

2 前項に基づく苦情の相談及び申立ては、第9条に規定する相談員に申し出ることによって行う。

## 第2章 委員会の設置、審議事項等

(防止委員会の設置)

第6条 ハラスメントの防止等及びハラスメントに起因する問題が発生した場合に適切に対応するため、本学にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、年2回以上開催する。

(防止委員会の審議事項等)

第7条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントの防止等に係わる研修及び啓発活動に関すること
- (2) ハラスメントの防止に係わる体制の整備及び改善に関すること
- (3) ハラスメントに起因する問題が発生した場合の事実関係の調査、措置及び

環境改善に関すること

(4) その他、ハラスメントの防止に関すること

2 防止委員会は、各種対応策を決定した場合は、相談員へ通知する。

(防止委員会の組織等)

第8条 防止委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学生部長

(2) 事務局長

(3) その他学長が必要と認めた者

2 前項第3号の委員は、必要に応じ学長が選考し任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 防止委員会に委員長を置き、委員長は、学長が指名した者とする。

5 防止委員会は、委員長が招集し、議長は、委員長をもってこれに充てる。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

7 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、3分の2以上の同意を必要とする。

9 防止委員会が必要と認めたときは、防止委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

### 第3章 苦情相談及び申立てへの対応

(相談員)

第9条 防止委員会は、ハラスメントに関する苦情の相談及び申立てに対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置き、随時、相談に応ずる。

2 相談員の任務は、次に掲げる事項とし、相談者のプライバシーを厳守し対応する。

(1) ハラスメントに関する相談

(2) 苦情処理手続きに関する相談

(3) 苦情の相談及び申立ての内容を確認し、迅速かつ適切に対応する。

(4) 相談内容を記録し、相談者の承諾を得て防止委員会（学生間の苦情相談については、学生部長）に報告しなければならない。また、相談者が第10条に定める申し立てを行う場合も速やかに防止委員会に報告しなければならない。

- 3 相談員は、次に掲げる者から選定し、学長が任命する。
  - (1) 防止委員会が推薦する若干名の教職員
  - (2) 保健管理担当者（保健師）
  - (3) 学長が委嘱する学外のカウンセラー
- 4 前項の相談員が関わった事案が調査委員会の調査事案となった場合は、当該相談員は第11条に定める調査委員会の委員になることはできない。
- 5 相談員の構成にあたっては、男女の比率を必ず考慮するものとする。
- 6 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 相談員の氏名及び連絡先は、毎学年のはじめに本学内に公表する。
- 8 苦情相談の対応方法については、別に定める。  
(申立ての手続き等)

第10条 本学の教職員学生等は、ハラスメント被害について、相談員を通して防止委員会に対し別紙様式によりその問題解決を求める手続きを行うことができる。すでに卒業・修了・退学・退職等をした者の申立てについては、相当の理由が認められる場合には、防止委員会は当該申し立てを受理することができる。

- 2 この手続きにおいて、ハラスメントの被害を申立てた者を「申立人」、申立てられた者を「相手方」、その双方を「当事者」という。
- 3 申立人は、次のうちから問題解決の手続きを選択することができる。
  - (1) 通知 ハラスメント被害の恐れがある相談があったことを、申立人を匿名にしたまま相手方に通知することで、相手方が言動に配慮し、自主的対策等を行うことにより、事態の好転を期待する手続きである。通知は文書で作成し、防止委員会委員長が、学部長または副委員長を立会人として相手方本人にそれを渡し、口頭でも説明する。また、申立人の探索、報復等を行わないよう注意する。相手方が注意に違反したときは、厳しい措置を取る。相手方が通知の内容に異議があるときには、当該通知を受けた日から1ヵ月以内に限り、防止委員会委員長に異議を申し出ることができる。なお、通知によっても事態が好転しない場合、申立人は他の問題解決の手続きを求めることができる。
  - (2) 調整 当事者双方の主張を公平な立場で調整し、早期に環境回復を図るための手続きである。調査や調停は行わず、指導教員、研究室、就労場所の変更その他修学・就労上の措置を行う。なお、調整が不調の場合、申立人は他の問題解決の手続きを求めることができる。
  - (3) 調停 申立人から調停の申立てがあり、相手方が応諾した場合、当事者

同士の話し合い又は防止委員会からの調停案の提示により紛争解決を図る手続きである。「調停」は防止委員会が指名する複数の調停委員により行う。「調停」が成立した時は、合意事項を文書で確認し、当事者及び学長へ報告する。当事者のいずれか、又は双方が調停の打ち切りを申し出た場合、あるいは調停案を受諾しない場合は、防止委員会は調停を打ち切ることができる。この場合、申立人は他の問題解決の手続きを求めることができる。

(4) 調査 当該事案について、公正な調査を行い、必要に応じて当事者その他関係者から事実関係を聴取するなどして、事実関係を明らかにする手続きである。

(調査委員会)

第11条 防止委員会は、第10条第3項第3号に規定する申立てがあった場合、また、第9条第2項第4号に規定する報告に関してさらに調査が必要と認めるときは、調査委員会を設置し、事実関係の調査を行わなければならない。

2 調査委員会に関する規程は、別に定める。

#### 第4章 苦情申立てへの対応措置等

(学長等への報告)

第12条 防止委員会は、第11条第1項の調査を行った場合は、経過及び調査結果を学長及び関係部局長に報告し、必要があれば対応策及び措置を要請しなければならない。

(苦情申立てへの対応措置)

第13条 学長及び関係部局長は、防止委員会からの報告に基づき、ハラスメントの事実があったと認めるときは、当該行為を行った者（以下「行為者」という。）に対し、注意、警告等の措置を行い、当事者間の関係排除に必要な措置を行うものとする。

2 前項に規定する措置を行うに当たっては、申立人の意志を尊重するとともに、修学又は就労環境の修復について、必要な配慮をしなければならない。

(懲戒処分等)

第14条 学長は、必要と認める場合、前条の規定する対応措置のほか、行為者に対し関係法令に基づき懲戒処分等の措置を講ずるものとする。

(当事者への通知及び公表)

第15条 学長は、申立人及び防止委員会に対し、行為者に対して行った前二条の措置について文書で通知する。公表する場合は、当事者のプライバシー、その他の人権を保護しつつ行う。

2 ハラスメントの事実が認められなかった場合においても、申立人、行為者及び防止委員会に対し対応等について文書で通知するとともに、公表を行うことができる。

## 第5章 その他

(プライバシー等の保護)

第16条 防止委員会委員、調査員及び相談員は、ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(記録の保管)

第17条 ハラスメント対応に関する記録は、事務局職員が作成し、厳重に保管しなければならない。

(事務)

第18条 防止委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止に関し、必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年2月21日から施行する。

この規程の制定により、「沖縄県立看護大学セクシャル・ハラスメント防止規程」「沖縄県立看護大学ハラスメント防止委員会規程」を廃止する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

附則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月4日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。